

保守と改革 —エドモンド・バークの政治思想—(下)

岸 本 広 司

**Conservation and Reformation : The Political
Thought of Edmund Burke (Part II)**

Hiroshi Kishimoto

Summary

Edmund Burke introduced an Economical Reform Bill into Parliament on 11 February 1780 with one of his finest speeches. It was a reform bill which would reduce patronage power of the Crown, and thus reduce its power to control the House of Commons. It was not Burke's intention blindly to preserve any institution. He recognized that change was an integral part of the social process. He advocated many reforms, especially economical reform. But reform for him meant the amelioration of the British Constitution, not its replacement by something new. Therefore his conception of reform was intrinsically conservative. In this paper, I clarify the relationship between conservation and reformation in Burke's political thought.

Key words : Edmund Burke, Burke's Economical Reform Bill (11 February 1780), Conservation and Reformation.

Received Sept. 29, 1995

四 経済改革法案

C・J・フォックスは、1779年1月24日付のバーク宛書簡で次のように述べている。「私ほど国王の権力を憎んでいる人間はいませんし、私ほどその追随者に批判的な人間もいません。……私は国王の権力を憎悪します。だから、その管理を国内で最も追従的な人間に任せることによって、またその権力を抑制し、あるいはそれに抵抗する勇敢な人々を無力な状態にとどめることによってその権力を強大化する、ということがないようにと願っています⁽¹⁾。」

ここに引用した文言からもわかるように、フォックスは国王の権力に対して懐疑的で批判的であった。というのも彼の考えでは、国王の権力は民衆の自由を脅かす最たるものであったからである。そのため彼は、国王権力の増大を恐れるがゆえに、それを抑制し、それを削減するところにみずからの政治目標の1つを設定していた。しかし国王権力に対するこのような考えは、言うまでもなくフォックス1人だけのものではなかった。それは名誉革命を経たイギリス人のいわば常識に近いものであったし、とりわけロッキンガム派の一般的な見解であった。1770年のパークの『現在の不満』がロッキンガム派のそうした考えを理論化し、同派のとるべき立場や方針を指し示した「党の政治綱領⁽²⁾」であったことはすでに周知のとおりである。その中でパークは次のように語っていた。

「大権としてはほとんど腐朽消滅したも同然であった国王の権力 (power of the Crown) が、最近では影響力 (influence) という名のもとに、さらに力を増して、一切非難されることなしに発展してきた。音も立てねば暴力も用いずに行使される影響力、その本来の敵対者〔下院〕を権力の手先に変質させる影響力、それ自身のうちに成長と革新の永続的な原理を含み、国家の窮乏と繁栄とが等しくその強大化に役立ってきたこの影響力は、大権という、それ自体が単なる時代遅れの偏見の産物であり、それ本来の活力の中に腐敗と死滅の原理を内包していたあの制度に代わる、見事なまでもの代替物であった⁽³⁾。」

ところで、『現在の不満』において、国王＝宮廷の権力を抑制し、その横暴から自由を守っていく上に必要不可欠とされたのは政党であった。パークにとって政党とは、国王の専制に対する唯一の確実な砦であった。しかし実のところ同書において、国王の権力を抑制し、議会の腐敗を食い止めることができると考えられたのは必ずしも政党という政治組織だけではなかった。むしろそうした組織とは別に、しかもそれよりもいっそう直接的で、ある意味ではいっそう効果的な方法と考えられたのは、王室費 (Civil List) の支出の監査やその用途の規制であった⁽⁴⁾。

当時の王室費は年額80万ポンドであった⁽⁵⁾。この王室費は、大臣、官吏、裁判官、大使たちの俸給や年金、機密費、議会や諸官庁の建造物維持費、国王や王家の生活費、宮殿や庭園の維持費等々のために支出された⁽⁶⁾。しかしその支出額の配分は完全に国王の自由裁量に委ねられ、したがって国王は、王室費を議会操縦のための買収等を使うことによって、自己の影響力を増大させることができた。そこでパークをはじめとするロッキンガム派の者は、国王の権力＝影響力を抑制して、議会を正常に機能させるために早くからこの王室費に注目し、その支出の監査や用途の規制を主張していた。例えば、総額50万ポンドを超える債務を負っていたジョージ3世が、その支払いを議会に要請した1769年に、ロッキンガム派のW・ダウズウェルは王室費の支出の監査を要求する提案を下院で行っている⁽⁷⁾。また翌70年4月にも、ダウズウェルは公金の浪費を批判する演説を行っている⁽⁸⁾、パークもそれより3ヵ月前に、下院でこう語っているのである。「公金が恥ずかしいまでに浪費され、買収と不正のために悪

用された数百ポンドについての説明が、何らなされていない⁽⁹⁾」と。

王室費の問題が議会で取り上げられたのは、もちろんこれだけではなかった。1777年に国王が60万ポンドを越す債務を負って、再び議会に援助を求めると、ロッキンガム派のJ・カヴェンディッシュは4月16日に下院でこの問題を取り上げ、王室費の債務を減らす方法を検討する委員会の設置を提案するとともに、議会は王室費を統制する権限を有していることを主張している⁽¹⁰⁾。採決の結果、カヴェンディッシュのこの提案は281対114で退けられ、債務の支払いと年額10万ポンドの追加が承認された⁽¹¹⁾。その点でこの日の論戦は、ロッキンガム派の敗北ではあった。しかしそのことは別として、この日の論戦にはパークも参加し、カヴェンディッシュの提案を支持して議会在王室費の使途を調査すべきことを力説している⁽¹²⁾。また上院では、党首ロッキンガムも登壇して、「我が国の自由にとって非常に危険な敵である無制限の影響力が日々増大し、そのため憲法が今にも破滅しそうだ⁽¹³⁾」と述べて公金の浪費を手厳しく批判しているのである。そしてさらに2日後の4月18日には、パークが再度王室費の問題を取り上げ、もし適切な管理さえなされるならば、王室費は80万ポンドで十分であるにもかかわらず、現在これほどまでに債務が累積しているのは、国王の側が節約心を欠如しているか、もしくは買収や不正を行うためであるとして、王室費にまつわる疑惑を追及しているのである⁽¹⁴⁾。

さてこのようにして、ロッキンガム派は早くから王室費を問題にし、その支出の監査や使途の規制を主張していた。もっとも、そうした主張はロッキンガム派だけのものではなく、グレンヴィル派やチャタム派も同様であった⁽¹⁵⁾。しかし王室費にメスを入れることによって国王の権力=影響力を抑制し、かくして憲法と自由を守っていこうとするのは、ロッキンガム派にとりわけ強く見られる特色であり、またそれは早くから立てられていた同派の運動方針の1つであったのである。そしてそうした運動方針は、いわゆる「経済改革」(economical reform)という呼び名のもとに、1779年からいっそう明確にされていったのである。

すでに前節で見たように、イギリスの民衆はアメリカとの戦争が長期化するにつれて、戦費調達のための重い税負担や、アメリカ市場の喪失からくる経済不況のために次第に不満を募らせていた。しかもフランス・スペインが参戦して、79年夏に両国の連合艦隊がイギリス海峡に出現するようになると、人々は本土攻撃の強い危機感を抱き、やがて政府の戦争政策や王室の公金浪費を激しく批判するようになった。従来から世論にできうる限り信頼を寄せ⁽¹⁶⁾、政治における世論の重みを強調していたロッキンガム派が、こうした議会外の民衆の動きに強い関心を払っていったのもけだし当然であろう。それはまず第1に、パークの『現在の不満』でも言われていたように、政治家は「民衆の声」に耳を傾けて、民衆の信頼の上に成り立つ政治を行わなければならないという、まさに政治の第一原理あるいは政治哲学上の理由からであり、第2には、世論を味方につけ、民衆と共闘しながら政府を追い詰め、かくして自派の政治目標を実現していくという、すぐれて戦術上の理由からであった。こうし

た理由に基づいて、ロックンガム派は世論の動向を注視し、それと積極的に関わっていかうとした。ちなみにロックンガムは、79年11月3日のパークに宛てた手紙の中で次のように述べている。

「私は、上述のこと〔現在の統治制度が人々をだましてきたということ、そして腐敗した国王の影響力によって、閣僚たちがこの国を破滅に導いたさまざまな法案を通過させることができたということ〕は、国民の間で広く行き渡っている一般的な見解であると思います。私は、権力的手段および王室における腐敗した影響力的手段は、速やかに刈り取られなければならないと考えます。しかしその場合私は、斧よりも鋏を使用したいと思っています⁽¹⁷⁾。」

ロックンガムが「斧よりも鋏を使用したい」と言う場合、彼はそれによっていったい何を言おうとしているのかは必ずしも明瞭でない。おそらくそれは、徹底的な変革ではなく、悪しき部分を「鋏」で刈り取る部分的な改革を意味しているのであろう。つまり、ロックンガム派としては憲法の根幹を揺るがす議会改革ではなく、王室費を中心とした行財政改革、要するに経済改革の道をとることを言ったものと思われる。そして事実、党首ロックンガムの方針は、議会改革ではなくしてあくまでも経済改革であった。彼は出身地のヨークシャーで反政府運動のムードが高まり、州集会開催の動きが出てきた12月の中旬、ヨーク市の彼の強力な支持者であるS・クロフトに次のように書き送っている。

「私は、州集会において請願の目的が次の事柄に限定されることを心から願っています。すなわちそれは、かつては偉大であったこの国が、今や零落した状態にあることを述べること。我が国を非常な危険にさらし、弱々しい国にしてしまった諸法令の問題性について述べること。こうした事態をもたらした原因を探求することの正しさについて述べること。そして、国王の権力と影響力の削減が必要であることを述べて、それを断固として要求することです。

私は、思弁的な提案は避けた方がよいと思っています。短期議会制、州選出議員の増加、選挙権をすべての人間に与えるといったような提案は、まったく幼稚な提案でしかありませんし、それらがいったいどのような効果を持っているのか、誰もはっきりと確かめることはできないのです⁽¹⁸⁾。」

党としてとるべき道を経済改革に定めたロックンガム派は、世論の動向に注意を払いながら改革案の作成準備に入った。そしてその中心人物がパークであったのである。パークは11月の末までに改革案の構想を練り、ロックンガムをはじめとして主だった友人たちに草案を回覧した⁽¹⁹⁾。それによると、彼の改革案のポイントは、国王の影響力を抑制するために議員50人の買収費に相当する年額20万ポンドを削減しようとするものであった。パークはこの目的実現のために次のようなことを考えた。すなわち、ウェールズ、ランカスター、コーンウォールといった公国や公領の整理、不必要な官職、例えば植民地担当國務大臣、商務院、王室会

計局長官，家政局，宝石局，造幣局などの廃止，軍事支払総監と海軍財務長官職の改善，会計検査官や侍従の俸給引き下げ，年金額の上限設定，内帑金の節減等々である⁽²⁰⁾。我々は，こうしたパークの改革案が議会でどのように具体化されていくかを後ほど見ていくであろう。

ところで，経済改革をめぐるロックンガム派の議会内闘争は，まず1779年12月7日の上院で始まった。すなわち，その日同派の有力メンバーであるリッチモンド公が王室費を削減する動議を提出した。しかしリッチモンドの動議は，ロックンガムやシェルバーン——彼はチャタム亡き後，チャタム派を継承して院内で最も急進的なシェルバーン派を組織し，それを指導していた——の支持演説があつたにもかかわらず，77対36で葬り去られた⁽²¹⁾。そこでロックンガム派は，主たる論戦の舞台を下院に移し，リッチモンドの動議提出から8日後の12月15日に，パークが経済改革に関する演説を行うことになった⁽²²⁾。けれどもこの日のパークの演説は，先の草案に則って何らかの具体的な提案を行ったものではなく，むしろ経済改革の必要性を訴えて，クリスマス休暇明けの議会で包括的な経済改革案を提出する用意があることを宣言したにすぎぬものであつた。そのため本格的な論戦は翌年に持ち越されることになったが，実はその論戦が始まる少し前の12月30日に，我々がすでに見たヨークシャー運動が開始されたのである。

ヨークシャーに端を発する議会外の改革運動は，先述したように，かつてないほどの盛り上がりを見せて全国各地で展開された。この議会外運動に，ロックンガム派は当初から深く関与し，それを積極的に支援していった。例えば，12月30日にヨーク市で開かれた州集会には，ロックンガムがワイヴィルの協力要請に応じて出席しているし，ロックンガム派の貴族や下院議員も多数参加している⁽²³⁾。またヨークシャー以外でも同派の関与は強く，27の州集会のうち，わずか2つを除く25の州で，ロックンガム派は集会の開催を働きかけたりそれに参加したりして直接的・間接的に強く関わっているのである⁽²⁴⁾。しかもそればかりか，ポートランド公，パーク，C・J・フォックス，G・ビング，W・ベーカー，R・クレートンといった同派の有力なメンバーたちは，バッキンガムシャーやウェストミンスターなどの通信委員会の委員に選ばれて——ポートランドやフォックスに至っては委員会の議長を務めた——，改革運動にきわめて密接に関わっていったのである⁽²⁵⁾。

こうしてロックンガム派は，議会外の改革運動を積極的に支援していった。それは言うまでもなく，世論をバックにして政府を追い詰め，国王の権力を抑制して憲法のバランスを維持するためであった。その点で，ロックンガム派にとって議会外の改革運動の盛り上がりは，それ自体歓迎すべきことであつた。しかしながら，改革運動が進展するにつれて，ロックンガム派は次第に困惑するようになった。というのも改革運動は，80年1月以降，経済改革から議会改革へと力点を移して急進化していったからである。すなわち，前節で見たように，多くの州や都市の改革委員会は経済改革にとどまらず，1年議会制，男子普通選挙制，州選

出議員の100人増加、選挙時の候補者に対するテストなどの急進的要求を掲げるに至ったが、こうした急進的な議会改革案は、君主政・貴族政・民主政の抑制均衡した伝統的な憲法体制を理想的とみなすロックンガム派にとって、民主主義の拡大に繋がる要求であるがゆえに、到底認めることができなかつたのである。

もっとも、ロックンガム派のすべての者が議会改革を認めなかつたわけではない。党内には議会改革運動を支持するフォックスや、フォックスの叔父で、フォックス以上に急進的なリッチモンド公のような人物がいた。例えばリッチモンドは、79年秋に1年議会制や21歳以上の男子普通選挙制を含む急進的な議会改革案を構想しているし⁽²⁶⁾、80年6月には、それらを具体化した包括的な改革案を上院に提出しているのである⁽²⁷⁾。したがって、ロックンガム派は必ずしもすべての者が議会改革に反対の態度をとつたわけではなかつた。しかし全体的に見てこの時期のロックンガム派は、議会改革に対して否定的あるいはきわめて消極的であつたのである。そのことは、先に引用した党首ロックンガムのクロフト宛書簡からも明らかであろう。彼にとって議会の改革しようというような考えは、憲法を維持する上に危険であるとともに、いまだ機が熟さない現実性に欠けた「思弁的」で「幼稚な」考えであり、「混乱と不和」をもたらすものに他ならなかつたのである⁽²⁸⁾。そして彼は、みずからのとるべき道を経済改革に定めたが、これまで繰り返し述べてきたように、それこそがロックンガム派の基本的な運動方針であつたのである。そして同派の期待を担って、下院に経済改革案を提出したのがバークであつたのである。

「議会の独立性のいっそう完全な保障と行政機構その他の経済改革のための計画」(A Plan for the Better Security of the Independence of Parliament, and the Economical Reformation of the Civil and other Establishments)と題されたバークの経済改革案は、G・サヴィルによってヨークシャー請願が下院に提出された⁽²⁹⁾3日後の1780年2月11日に上程された。そしてその際長い演説が行われたが、その演説は直ちに公刊されて次々と版を重ねた⁽³⁰⁾。有名な『経済改革案についての演説』(*Speech on the Plan for Economical Reform, 1780*, —以下『経済改革案』と略記)がそれである。3時間を超えるこの演説は、リーズ公によれば、「これまで聞いた中でも最も優れた演説の1つ⁽³¹⁾」であり、『*アニュアル・レジスター*』によれば、憲法、外交、国内政治、植民地統治、通商問題等々に関する「驚くべき該博な知識⁽³²⁾」によって、人々の普遍的称賛を勝ち得た大演説であつた。ちなみにH・ウォルポールも、この演説について次のように記している。「エドマンド・バーク氏は素晴らしい演説を行つた。その演説の中で彼は、国王の収入と影響力を改革するための計画を明らかにした。3時間18分に及ぶその演説は、穏健で控えめで、機知とユーモアがちりばめられていた。それは、彼の提案したことのすべてが支持されたと思われるほど全議員に強い感銘を与えた⁽³³⁾。」我々は、称賛を博したこの演説をやや詳しく見ておこう。

バークは、この演説の冒頭近くで次のように述べている。「私が真っ先に心に浮かぶもの、

私が自分の全精力を傾けたものは、あらゆる浪費とあらゆる無秩序を引き起こした源泉そのものであるあの腐敗した影響力を縮減することであった。その影響力こそが、我々に莫大な債務を負わせ、我々の軍隊から気力を、我々の議会から知恵を、我が国の憲法の最も誇らしい部分から権威と信用を見る影もなく奪い去ったものに他ならない⁽³⁴⁾。」

この引用文からもある程度わかるように、バークにとって重要なことは、諸悪の根源とも言うべき国王の影響力を抑制して、国王権力が今以上に拡大するのを食い止め、かくして伝統的な憲法体制を維持することであった。そしてそれは、政界登場直後からのバークの一貫したテーマであった。そこでバークは、こうした目的を達成するために、「もし我々が〔人々の〕苦情の源泉やその第一原因そのものを攻撃しないならば、私は自分たちが何もなしえぬことをよく知っている⁽³⁵⁾」と述べながら、王室費や行政機構に改革のメスを入れるべきことを主張する。そして改革の必要性やその時期および方法について、傾聴すべき次のような見解を表明するのである。

「もし、賢明な政府と非力で先見の明のない政府とを特に区別する明確な基準があるとするならば、それは次の点、すなわち、『保持し難いものを捨て去る最善の時期と方法とをよく知っているかどうか』である。……改革を求めるあらゆる意見に反対する人たちは、自分たちの家屋が年代物であることを自慢する。そして彼らは、あたかも相続財産を守り、高貴さが失われるのを恐れ、家門の名折れを注意深く避けようとしているかのように自分たちの誤りを弁護する。

……私は真剣な気持ちで、時宜に適った改革がいかに賢明であるかを政府に考えてもらいたく思う。早期の改革(early reformations)は政権にある友人との友好的な協定である。それに対して、手遅れの改革(late reformations)は打ち負かした敵に押しつける条項である。早期の改革は冷静に行われ、手遅れの改革は激情的な状態の中で行われる。そのような状態にあっては、民衆は……修正や調整を決して行おうとしない。彼らはきわめて短絡的な方法で仕事に取りかかり、問題点を除去して家屋を取り壊してしまう。

……改革が早期に行われるのは政府の利益であり、それが穏やかに行われるのは民衆の利益である。それが民衆の利益であるのは、穏健な改革(temperate reform)は永続的であり、かつまた成長の原理を有しているからである。我々が改善する時はいつでも、さらなる改善の余地を残しておくのがよい。……思慮よりも熱狂に駆られた人々が一掃作業(making clear work)と呼ぶ急進的な改革にあっては、一般にその全体はきわめて粗野で荒々しく、かつ未熟であり、しかも無数の軽率さと不正が混ざり合っている。……それゆえ私の改革の理念の大部分は、緩慢に作用すべく意図されている。効果が直ちに現れるものもあれば、ずっと後になって現れるものもある。我々は過度の儉約によってと同様、度を越した獲得欲によっても急いで富を築こうとしてはならないのである⁽³⁶⁾。」

改めて言うまでもなく、バークは保守主義者として、古くから伝えられてきたものの中に

人類の集合的叡知を見出し、それを可能な限り守ろうとした。しかしそのことは、彼が伝統的なものに一切手を加えることなく、つまり改革をまったく認めることなく、それを伝えられたままの姿で盲目的にひたすら保守しようとしたということの意味するのではない。むしろ彼の立場は、伝統の中に守るべきものと捨て去るべきものを識別して、現状をより良く改革していくということにあった。そのことは、この引用文の冒頭部分からも明らかである。しかも彼は手遅れになることなく、時宜に適った早期の改革を推奨する。それゆえ一般に考えられているように、バークは決して改革を否定する頑迷な墨守主義者でも守旧主義者でもなかった。むしろ彼は改革を重視し、しかも保守主義という枠組の中で、みずからも改革者として積極的に行動したのであった。バークにおける保守と改革の関係については、次節で詳しく考察されるであろう。

いずれにせよ、バークは改革の重要性を洞察していた。そして王室費や行政機構にメスを入れて、経済改革を行うべきことを早くから力説していた。我々はそうしたバークの主張を、『現在の不満』の中にも見出すことができるが、実はこの『経済改革案』こそが、改革についてのこれまでのバークの見解をいわば総まとめしたものであったのである。彼はこの『経済改革案』で、改革を行うにあたっての7原則を次のごとく列挙している。

- 「一、裁判や執行に利益をもたらす以上の経費を要し、抑圧的もしくは腐敗した影響力の手段や道具となるすべての司法機関 (jurisdictions) は廃止されるべきである。
- 二、歳入源となる以上に煩わしく威圧的であり、そのもとにいる人々を支配するための手段でしかない公有地 (public estates) は、……歳入と自由の原理に従ってすべて処分されるべきである。
- 三、国家に見合う利益をもたらすよりも、それ以上の負担を国家に強いる官職 (offices) はすべて廃止されるべきであるし、他の官職に移せるものは、業務をまとめたり簡素化したりすることによって、整理統合されるべきである。
- 四、財政の監督責任者の調査を妨害するような官職は、ことごとく廃止されるべきである。そのような官職は、監督者の業務を妨げて、監督者が将来生じるかもしれない債務を予想したり、そのための備えをしたりするのを不可能にするし、また支出をその根源において抑え、その増大を食い止め、正しい目的のために支出されるようにするのを不可能にする。……
- 五、〔王室費の〕すべての支払いにおいて、〔支払い項目に〕一定の順序を定めるのが望ましい。それは不公平をなくすであろう。……
- 六、すべての組織と組織内のあらゆる部門を（できうる限り）縮小して、確実なものにするのが適切である。それはあらゆる秩序と良き支配の生命である。
- 七、不正な行政の温床である……補助的な下位の財務部門 (subordinate treasuries) は、すべて解散されるべきである。それらは政府会計を複雑にし、それを混乱させ、実際

の不正以上の疑惑を政府にかけさせがちである⁽³⁷⁾。」

さて、以上が経済改革を行うにあたってバークが依拠すべきと考えた改革の7原則である。そして彼はこの原則に従って詳細な改革案を提示するが、その内容は、79年の末にロッキンガム派内で回覧されたバークの改革の構想を敷衍し、それをいっそう具体化したものである。すなわち、彼はまずウェールズ、ランカスター、チェスター、コーンウォールといった公国や公領などの王領地を整理して、経費のかさむ無用で重複した諸機関、およびそれに付随した諸々の官職を廃止すべきことを提案する⁽³⁸⁾。そして公共の利益のために王室直属領 (landed estate of the Crown) と御猟場 (forest lands) の売却、およびそれらに付随する官職である王領地監督官 (Surveyor-General) と首席巡回判事 (Chief Justice in Eyre) の廃止を提案するのである⁽³⁹⁾。

こうした提案は、しかしバークからすれば二次的なものであった。というのも彼にとってそれ以上に重要で、しかも彼の改革案の核心とも言うべきものは、王室と行政機関の改革であったからである⁽⁴⁰⁾。そこでバークは、宮廷では封建的な風習・習慣が残存し、そのため料理や厩舎や猟犬の管理等に関わる時代遅れの煩雑な上級官職が今なお数多く残っていることを指摘する。なるほどそれらは、封建制の時代には有用であったかもしれない⁽⁴¹⁾。しかし今やそれらはかつてのような意味をなくし、むしろ議員たちを買収するための道具となって、政治的腐敗の温床となっているのである。

「古い諸制度の存在理由がなくなったにもかかわらず、依然としてそれらの重荷だけを保存し続けるのは馬鹿げたことである。それは迷信にとらわれて、1オンスの値打ちもない遺体に防腐処置を施してそれを保存しようとするようなものである。それは墓の中で高価なオリーブ油を燃やすようなものであり、死者に肉と飲み物を与えるようなものである。それは死者にとっての名誉というより、むしろ生存者にとっての恥辱である。我が国の宮殿は、住むのに適さない巨大な殿堂である。……こうした宮殿は、かつての統治を象徴するシンボルである。住人は死に絶えているのに、長官や行政官は今なお繁栄している。彼らは私に、選挙民の数よりも代表者の数の方が多いオールド・サラムのことを思い出させる。……そこにおける産業は、唯一下院議員を作り出すことだけなのである⁽⁴²⁾。」

もちろん、これまでも王の食卓と台所をまかなう費用を軽減する試みはなされてきた。例えば、トールボット伯の改革案がそうであるとバークは言う。しかしバークによれば、その試みは失敗し、王室費の負債はますます増加した。「なぜであろうか。それは……誰もすぐには思いつかないような原因のせいであった。つまり、国王の台所で焼き串を回していたのは下院議員であったからである⁽⁴³⁾。」バークは、議会操縦のために悪用されている宮廷関係の冗職の廃止を訴えた。彼の考えでは、家政局 (Board of Green Cloth)、衣装管理局 (Great Wardrobe)、宝石局 (Jewel Office)、工務院 (Board of Works)、王室会計局長官 (Treasurer of the Household)、内帑官 (Treasurer of the Chamber)、内蔵頭 (Cofferer of the

Household), 王室会計検査官 (Comptroller of the Household), 宮内次官 (Master of the Household), 年金主計官 (Paymaster of Pensions), 獵犬管理官 (Master of the Buck-hounds, Stag-hounds, Fox-hounds and Harriers) 等々が廃止されるべき部局ないし官職であった⁽⁴⁴⁾。

こうして、バークの宮廷関係の冗職廃止案は広範なものであった。しかし彼の提案は宮廷内にとどまるものではなかった。けだし彼は、造幣局 (Mint), 植民地担当国务大臣 (Secretary of State for the Colonies, or Third Secretary of State), 商務院 (Board of Trade) 等も公金を費消する無駄な部局ないし官職であるとして廃止を強く要求したのである⁽⁴⁵⁾。そしてバークは、以上のような宮廷内外の冗職を廃止するとともに、軍事支払総督 (Paymaster of the Force) と海軍財務長官 (Treasurer of the Navy) の官職を改革し⁽⁴⁶⁾, また年金の上限を年6万ポンドに抑えることによって⁽⁴⁷⁾, さらに王室費の債務が累積するのを防ぐために、王室費からの支払い項目を(1)裁判官, (2)大使, (3)王室請負業者, (4)国王雇人と下級官吏, (5)宮廷費と内帑費, (6)高級官吏, (7)年金, (8)名誉職, (9)国家財政委員および大蔵大臣と優先順位をつけることによって⁽⁴⁸⁾, 年額20万ポンドから30万ポンドの王室費を節減しようとしたのであった⁽⁴⁹⁾。バークはこの演説の終り近くで、みずからの改革案について次のように語っている。我々は、この引用文から自己の改革案に対するバークの自負心と強い自信のほどを読み取ることができよう。

「私の計画は、官製の形式主義や気取った思弁の中で案出されたものではなく、現実の生活と人間本性に基づいて、また (ベーコンが言うように), 『人々の心と義務感に訴えかける』ものに基づいて立てられた計画である。事実私はそのように自負している。……私の計画は、統治に必要な機能を弱体化させるものではない。むしろ逆に、それにいっそうの活力を与えるものである。……それは、少なくとも議員50名の官職に相当する直接的で露骨な影響力を打破する。……

……私は、もし私の提案どおりに計画が遂行されるならば、有益な結果がもたらされるに違いないと確信している。それとともに私は、この計画によって、国民は年額20万ないし30万ポンドも得をすることになるだろうと考えている。……私は、世間で次のようなことが一般に言われているのを承知している。すなわち、この計画は完全に正しく、また大いに望ましい。けれども不幸なことに、それは実行可能なものではない、と。しかしそうではない。断じて否である。そもそも実行できないものは望ましいものではないし、聡明な知性と正しく方向づけられた探求心の及ぶ範囲内に、真に有益なものが何もないということなどありえない。自然界にあっても道德界にあっても、神が我々に善かれと判断したもので、神がそれを成就するための手段を我々に与えなかったことなど決してないのである⁽⁵⁰⁾。」

3時間以上に及ぶバークの演説は終わった。バークのこの演説は人々に強い感銘を与えた。リーズ公やウォルポールの評言はすでに見たとおりであるが、政敵ノースもバークの演説が終わった直後に議会でそれを絶賛している⁽⁵¹⁾。しかし言うまでもなく、演説そのものの評価と演説内容の承認とは必ずしも同一ではない。事実、バークの提案はすべての議員によって全面的に支持されたわけではなかった⁽⁵²⁾。すなわち、このあたりの消息を見ていくなれば、バークはこの演説から12日後の80年2月23日に、一般に「行政機構法案」(Establishment Bill)と呼ばれている有名な法案を議会上程した⁽⁵³⁾。その正式名は「行政機構および幾つかの部局をより良く規制し、年金を制限し、無益で経費のかかる多くの不都合な官職を廃止し、それによって節約された金を公共サービスに用いるための法案」(A Bill for the better Regulation of his Majesty's Civil Establishments, and of certain Public Offices ; for the Limitation of Pensions, and the Suppression of sundry useless, expensive, and inconvenient Places ; and for applying the Monies saved thereby to the Public Service)であるが、言うまでもなくこの法案こそが、バークのこれまでの一連の経済改革案を集約したものであった。そしてバークは、それからさらに半月後の3月8日に、この法案の最初の条項である植民地担当国务大臣の廃止動議を提出した。激しい議論が展開され、採決に入ったのは午前3時頃であった。しかしその結果は208対201であり、わずか7票という僅差でバークのこの法案は退けられたのである⁽⁵⁴⁾。

バークの次の動議提出は3月13日に行われた。それは、商務院の廃止を求める動議であった。商務院は植民地の政治的・経済的・社会的・宗教的諸問題を調査し、その調査結果を議会上に報告するなどの目的で1696年に創設された⁽⁵⁵⁾が、その委員には、これまでJ・ロック、J・アディソン、M・プライアー、S・ジェニンス、E・ギボン、カーライル伯、W・イーデンといった哲学者や文学者や歴史家たちが多く就いてきたところから、バークの見るところそれはあたかも「文芸協会」(Academy of Belles Lettres)のごときであった⁽⁵⁶⁾。したがってバークによれば、それは商務院としての機能を必ずしも十分に果たしているとは言い難く、むしろそれは経費のかかる無用な官職の最たるものであり、即刻廃止されるべき文字どおりの冗職であった。もちろん、こうしたバークの主張に対して強硬な反対意見があったことは事実である。しかし激しい論争の末、バークの動議は8票差で可決されたのであった⁽⁵⁷⁾。この時商務委員の1人であり、ジョンソン博士の「文学クラブ」の会員としてバークとも親交を結んでいたギボンが、商務院の実情およびその廃止決議を後に回想していることはよく知られているとおりである⁽⁵⁸⁾。

さて、この日のバークの勝利は彼の長い政治生活の中でも記念すべきものの1つとなった。しかし一連の彼の改革案で、勝利を収めたのはこの1点だけであった。しかも彼によれば、商務院の廃止案はそれほど重要なものではなく⁽⁵⁹⁾、むしろバークにとってそれ以上に重視すべきは、宮廷関係の冗職廃止案であったのである。そこで彼は、3月20日に内帑官の廃止動

議を提出した。パークの予想では、これが通過すれば、それをきっかけとしてこの種の提案が次々と採択されるはずであり、その点でこの動議は、パークの「改革案の核心そのものであるとともに、その最重要部分⁽⁶⁰⁾」に他ならなかったのである。しかし事はパークの思惑どおりには進まず、彼の提案は211対158で退けられた⁽⁶¹⁾。それは、もしパークが勝利を取めるようなことになれば、国王の私事もしくは特権に対する議会の干渉が認められることになり、それは結局のところ王室への冒瀆ないし侮辱に繋がるとして、独立派議員の多くが反対に回ったからである。この結果に失望したパークは、知人に宛てて次のように書いている。

「本当に悲しいことですが、あなたに次のことをお知らせしなければなりません。私が極度に苦しんで作成したあの法案の体系的な条項は、……委員会で大差をもって完全に否決されました⁽⁶²⁾。」

「我々は、私の法案に関して、セント・ジェームズ宮殿の門に到達するまではかなりの成功を収めていました。しかしその堅固な城に攻撃をかける時、我々は50名を失ってしまいました。……多くの人々は、我々がこの法案においてすでに勝ち得たもの、また今後得ることができるかもしれないものは相当の重要性を持っていると考えるかもしれません。しかしそれでも私は、完敗したと痛切に感じていることを率直に認めざるをえないのです⁽⁶³⁾。」

パークは失意のうちにあった。しかも「疲労と睡眠不足のために大変痩せ細ってしまった⁽⁶⁴⁾」ので、しばらくの間彼はビーコンスフィールドに引き籠って休養をとった⁽⁶⁵⁾。体力を回復してロンドンに戻ったのは、イースターの休暇が開けた4月上旬のことである。ところで、このようにパークの計画は必ずしも彼の思惑どおりには進まなかったが、しかしそれは、ジョージ3世やノースにとっては当然喜ばしく歓迎すべきことであった。ちなみに、商務院の廃止案が通過した時にそれを非常に残念がっていたジョージ3世⁽⁶⁶⁾は、内帑官の廃止案が反対多数で否決されると、今度は喜びの気持ちもいっばいにノースにこう書いている。「パーク氏の異常な法案を審議した委員会が、第7の条項を大差で否決したことをノース卿から聞いて、余は本当にうれしく思う⁽⁶⁷⁾」と。

しかしながら、王やノースの喜びも長くは続かなかった。というのも4月6日に、下院で有名な「ダニングの決議案」(Dunning's Resolution)が可決されたからである。すなわち、この日シェルバーン派のJ・ダニングが、パークの法案と彼の改革の努力を称えながら、改革をいっそう推し進めるべく2つの動議を提出した。1つは、「国王の影響力は増大してきたし、今なお増大しており、削減されるべきである」というものであり、いま1つは、「本院の叡知を示すのに適当と思われる時はいつでも、本院は王室費の支出面および他の公費の支出面における乱費を調査し、かつそれを正す権限を有する」というものである。前者は、激しい議論の応酬の末に233対215で可決され、後者は採決なしに通過した⁽⁶⁸⁾。言うまでもなく、これは野党側の偉大な勝利であった。そしてこの日は、国王と政府を追い詰めたという意味

で、イギリス議会史上重要な日となった。「4月6日は永久に記念される日であるべきです。……私は、この日の決議のすべてを私の革命の教義 (revolution-creed) に取り入れます⁽⁶⁹⁾」と、ウォルポールは語っている。しかし王や政府からすれば、この日は野党の受け止め方とはまったく逆に、文字どおりの屈辱的な日となった。とりわけノースのショックは大きく、彼は直ちに国王に辞任を申し出ている⁽⁷⁰⁾。この申し出を国王は拒否した⁽⁷¹⁾が、いずれにせよノースにとって、またジョージ3世にとって、この日の決議は大きな衝撃であったのである。

もっとも、この日を境にして国王や政府の力が失われたというわけではない。むしろ実情は反対で、次節で見るように、衰退したのは野党や改革運動そのものであった。しかし大局的に見るならば、趨勢は明らかに国王権力の抑制に向かっていたのである。そしてそうした趨勢を形作る上に、大きな役割を果たしたのがバークであったのである。我々は、彼の改革案がかなり後退した形ながらも、2年後の1782年にそれなりに実現されていくのを別稿で考察するであろう。バークは改革運動が衰退しても改革への意志を失うことはなかったのであり、事実、彼の改革の努力はそれ相応の成果を生み出したのである。その点で、バークは明らかに改革者であった。しかし彼の改革は、あくまでも保守的改革であった。つまりバークの改革は、保守と対立するそれではなく、むしろ保守と両立し、それと不可分の改革であったのである。しかしそれはいかなる意味においてであろうか。そこで我々は、節を改めてバークにおける保守と改革について検討しよう。

注

- (1) C. J. Fox to Burke (24 January 1779), *Correspondence*, vol. IV, pp. 39-40.
- (2) Burke to Richard Shackleton (6 May 1770), *Correspondence*, vol. II, p. 136.
- (3) Burke, *Thoughts on the Present Discontents*, in *Writings and Speeches*, vol. II, p. 258. 邦訳<著作集(1)>, 200-201頁。
- (4) *Ibid.*, pp. 303-308. 邦訳, 256-62頁。
- (5) 年額80万ポンドが議会によって経常的に支出されるようになったのは、ジョージ3世が即位した1760年からであり、それ以前は70万ポンドであった。ただし、もし70万ポンドで不足の場合、議会在これを補充し、逆に剰余金が生じた場合には、それは王室費には充当されずに議会によって他の用途を指定された。 Cf. Kenneth R. Mackenzie, *The English Parliament* (Harmondsworth: Penguin Books, 1950), pp. 149-50. 福田三郎監訳『イギリス議会—その歴史的考察—』(敬文堂, 1977年), 161頁。
- (6) Cf. Earl A. Reitan, "Edmund Burke and the Civil List, 1769-1782," *Burke Newsletter*, vol. VIII, no.1 (Fall 1966), p.605 ; Idem, "The Civil List in Eighteenth-Century British Politics : Parliamentary Supremacy versus the Independence of the Crown," *Historical Journal*, vol. IX, no.3 (1966), pp. 318-19 ; 小松『イギリス政党史研究』, 255頁参照。
- (7) *Parliamentary History*, vol. XVI, pp. 598-601. この提案は、164対89で退けられた。
- (8) *Ibid.*, pp. 924-26. 王室費に関するダウズウェルのこの日の提案も、208対75で退けられている。
- (9) *Ibid.*, p. 722.

- (10) *Ibid.*, vol. XIX, pp. 104-106.
- (11) *Ibid.*, pp. 139-42.
- (12) *Ibid.*, pp. 125-27.
- (13) *Ibid.*, p. 168.
- (14) *Ibid.*, pp. 155-56.
- (15) Cf. Reitan, "The Civil List in Eighteenth-Century British Politics," pp. 324-25; O'Gorman, *The Rise of Party in England*, pp. 274-75.
- (16) 例えばロッキンガムは、「我々は我々自身と世論以外、信頼できるものを何も持っていない」と述べている。The Marquis of Rockingham to the Duke of Portland (12 January 1768), Cedric Collyer, "The Rockingham Connection and Country Opinion in the Early Years of George III," *Proceedings of Leeds Philosophical and Literary Society*, vol. VII, part IV (December 1955), p. 251.
- (17) The Marquis of Rockingham to Burke (3 November 1779), *Correspondence*, vol. IV, p. 163.
- (18) The Marquis of Rockingham to Stephen Croft (12 December 1779), Namier and Brooke (eds.), *The History of Parliament*, vol. I, p. 430.
- (19) The Marquis of Rockingham to Burke (27 November 1779), *Correspondence*, vol. IV, p. 171, n. 3; p. 174, hn.
- (20) *Economical Administration of the Civil Government. An Attempt towards a Plan for laying the Foundation of Economy in the Administration of Public Money, and for the better securing the Independence of Parliament. Correspondence* (1844), vol. II, pp. 321-32. Cf. Earl A. Reitan, "The Economical Reform Movement in England, 1780-1788," Ph. D. dissertation, University of Illinois, 1954, p. 36; Christie, *Wilkes, Wyvill and Reform*, p. 86; 飯沼二郎『地主王政の構造—比較史的研究—』(未来社, 1964年), 227-28頁参照。
- (21) *Parliamentary History*, vol. XX, pp. 1255-67; *Annual Register*, 1780, Part 1, pp. 72-77.
- (22) *Parliamentary History*, vol. XX, pp. 1293-301; *Annual Register*, 1780, Part 1, pp. 82-83.
- (23) The Marquis of Rockingham to Burke (6 January 1780), *Correspondence*, vol. IV, p. 183.
- (24) Cf. Phillips, "Edmund Burke and the County Movement, 1779-1780," p. 267.
- (25) *Ibid.*, p. 268; 青木「ホイッグ党とヨークシャー運動」, 14頁参照。
- (26) W・キングは、バークにリッチモントの改革案の構想を伝えている。Walker King to Burke (5 November 1779), *Correspondence*, vol. IV, pp. 165-68.
- (27) *Parliamentary History*, vol. XXI, pp. 686-88.
- (28) ちなみにロッキンガムは、ヨークシャー運動のリーダーの1人であるP・ミルズに宛てた書簡でも、議会改革を批判して——全面的に否定しているわけではないにせよ——次のように述べている。長い書簡であるが、できる限り訳出しておこう。

「私は、この国の全地域で〔改革の〕精神が高まっているのを大変喜んでいますが。……しかし私は、〔候補者に対する〕テストという考えは気に入りません。……代表者に選ばれるというのは、もしそれが信託を意味しているならば、この上なく名誉なことですが、もしそれが候補者の思考力や判断力を束縛するものであり、また候補者を前もって拘束し、彼がみずからの良心に従って行動するのを阻むものであるならば、それは不名誉な束縛でありますし、名誉心ある多くの人にはおよそ甘受することのできないものだと思います。……

私には（議会任期の短縮を熱望している人々が、1年・3年・5年議会のいずれをとるべきかについて

いまだ意見の一致を見ない時)、候補者に誓約を要求するのは時期尚早であると思われる。さらに私には、平等な代表制を支持することを候補者に誓約させようというような考えも、いまだまったく成熟していない考えのように思われます。……

私の知人のある者は、より平等な代表制という言葉の意味を、いわゆる腐敗選挙区を廃止することであると考えています。そしてそのうちのある者は、そうした選挙区は(非立憲的であるので)、いかなる補償もなしに所有者から取り上げるべきだと主張していますし、またある者は、補償すべきだと主張しています。ある者は、そうした選挙区の議席は、それぞれの州の選出議員の数を増やすことによって埋め合わせるべきだと言っていますし、またある者は、それは隣接地域に居住する人々の意見に委ねられるべきだと言っています。重大な大商工業都市の多くは、現在自分たちの代表者を持っていないので、そうした都市には、欠員になっている議席が割り当てられるべきだと主張する人もいます。このように、平等な代表制についての考えは過去も現在もたくさんあって、そうした考えを述べていくと際限がありません。

より平等な代表制の問題に関して、考察に値する大変重要ないま1つの見解があります。つまり私の言っているのは、現在、民衆(people)と呼ばれる人々は代表されていないという見解です。州では投票権が自由土地保有者に限定されていますが、それは権力を恣意的かつ非立憲的に専有することに他ならないと考えられています。各都市の投票権に関しても同様のことが言われ、すべての人々(全民衆)に投票権が与えられるべきだと主張されています。……

……あなたは、私が議会の任期(7年)を変えてはならないと言っているのではないことにお気づきでしょう。正直言って、私は1年議会制からは混乱と愚かさしかもたらされたいと思っています。しかし私は、いわゆる腐敗選挙区に関して、公平な改革という考えに異を唱えているわけではないのです。

我々の感じている苦しみや不幸の原因は、議員に選ばれた人々の腐敗にあります。腐敗の手段と方法を断ち切りましょう。そうすれば、腐敗はおのずからなくなるでしょう。バーク氏の計画は、下院議員によって占められている39の官職、および上院議員によって占められている11の官職を廃止しようというものです。この計画は、議員に対する国王の影響力に打撃を与えるものです。その効果は確実に直接的で、しかも将来にきわめて有益な効果をもたらすものです。……

私は、この国の憲法と自由と幸福が甦るであろうという希望を抱いていますが、その希望は、以前に期待していた以上に確実な根拠に基づいたものであると感じています。私は、もしヨークシャーが次の集会で支出の節減や腐敗の根の除去という偉大な目的を一貫して追求していくならば、必ずやその努力は報われて、成功するであろうと思っています。しかしもし、さまざまな思弁(speculations)がはびこるならば、たとえそれらが原則的にはある程度しっかりと論拠づけられたものであろうとも、……一般的な混乱と不和が起こるのではないかと思いますし、実際そうなるのは確実だと思います。(The Marquis of Rockingham to Pemberton Milnes [28 February 1780], *Rockingham Memoirs*, vol. II, pp. 395-400. 訳出するにあたっては、鶴田『イギリス政党成立史研究』, 290-92頁の訳文を参照させていただいた。)

(29) *Parliamentary History*, vol. XX, pp. 1370-77.

(30) Cf. Todd, *A Bibliography of Edmund Burke*, pp. 100-104.

(31) *Political Memoranda of Leeds*, ed. Browning, p. 27.

(32) *Annual Register*, 1780, Part I, pp. 99-100.

(33) Horace Walpole, *The Last Journals of Horace Walpole during the Reign of George III, 1771-1783*, ed. A. Francis Stewart (London: John Lane, 1910), vol. II, p. 271.

(34) Burke, *Speech on the Plan for Economical Reform*, 1780, in *Works*, vol. II, p. 267.

(35) *Ibid.*, p. 285.

- (36) *Ibid.*, pp. 278-81. 中野『評伝バーク』, 411-12頁参照。
- (37) *Ibid.*, pp. 286-87. 訳出するにあたっては、舟場『イギリス公信用史の研究』, 295頁の訳文を参照させていただいた。
- (38) Burke, *Speech on the Plan for Economical Reform*, in *Works*, vol. II, pp. 288-99.
- (39) *Ibid.*, pp. 299-302.
- (40) Cf. Reitan, "The Economical Reform Movement in England, 1780-1788," p. 38.
- (41) Burke, *Speech on the Plan for Economical Reform*, in *Works*, vol. II, pp. 303-304.
- (42) *Ibid.*, pp. 305-306.
- (43) *Ibid.*, p. 309. Cf. C. B. Macpherson, *Burke, Past Masters* (Oxford : Oxford University press, 1980), p. 28. 谷川昌幸訳『バークー資本主義と保守主義一』（御茶の水書房, 1988年）, 46頁。
- (44) Burke, *Speech on the Plan for Economical Reform*, in *Works*, vol. II, pp. 310-14, 324-34, 338.
- (45) *Ibid.*, pp. 314-15, 338-49.
- (46) *Ibid.*, pp. 317-24.
- (47) *Ibid.*, p. 325.
- (48) *Ibid.*, pp. 351-52.
- (49) *Ibid.*, p. 356.
- (50) *Ibid.*, pp. 355-57.
- (51) *Parliamentary History*, vol. XXI, p. 72. ノースの支持者であるN・W・ラクソルも、有名な回想録で次のように記している。「王室を規制しようというこのような提案の必要性や適切さについて、人々がたとえどのような意見を持つとも、議会と国民の間に広がったのはたった1つの感情、すなわち、啓発的な人物が雄弁と努力と忍耐力を発揮し、それらを無比なまでに結びつけたことに起因する感情であった。原則あるいは党派心から、〔バークの改革〕法案の成立に徹頭徹尾反対した人たちですら、驚きまた称賛した。」(Nathaniel W. Wraxall, *The Historical and the Posthumous Memoirs of Sir Nathaniel William Wraxall*, ed. Henry B. Wheatley [London : Bickers & Son, 1884], vol. II, p. 27.) さらに、E・ギボンも『自伝』でこう書いている。「私は、冗漫ではあるが独創的な雄弁家であるバーク氏が、議会の与野党の全員から、さらには彼が廃止しようとした官職に就いている人々からさえ、傾聴された時の喜びを忘れることができない。」(Edward Gibbon, *Memoirs of My Life and Writings*, in *The Miscellaneous Works of Edward Gibbon*, ed. Lord Sheffield (1814 ; rpt. New York : AMS Press, 1971), vol. I, p. 235. 中野好之訳『ギボン自伝』〔筑摩書房, 1994年〕, 197-98頁。)
- なお、バークの『経済改革案』を詳細に論じたものとして、Reitan, "The Economical Reform Movement in England, 1780-1788," pp. 37-50 がある。また、John E. Faulkner, "The Literary Career of Edmund Burke," Ph. D. dissertation, The State University of New Jersey, 1981, pp. 244-62 ; Christopher Reid, *Edmund Burke and the Practice of Political Writing* (Dublin : Gill & Macmillan, 1985), pp. 58-65 は、『経済改革案』をレトリックと関わらせて論じている。
- (52) もっとも、議会外ではバークの改革案への支持は高く、ウィルトシャーやグロスターシャーやロンドンなどの改革委員会は、経済改革に奮闘するバークへの感謝決議を行っている。Burke to John Awdry (28 February 1780), *Correspondence*, vol. IV, pp. 206-207 ; Burke to John W. Jepson (28 February 1780), *ibid.*, pp. 207-209 ; Burke to William Rix (6 March 1780), *ibid.*, pp. 209-210 ; Burke to James Townsend (6 March 1780), *ibid.*, pp. 210-11.
- (53) *Parliamentary History*, vol. XXI, pp. 111-37.

- (54) *Ibid.*, pp. 193-218 ; *Annual Register*, 1780, Part I, pp. 134-45.
- (55) *English Historical Documents*, vol. IX : *American Colonial Documents to 1776*, ed. Merrill Jensen (London : Eyre & Spottiswoode, 1955), pp. 245-48.
- (56) *Parliamentary History*, vol. XXI, pp. 237-38.
- (57) *Ibid.*, pp. 233-78 ; *Annual Register*, 1780, Part I, p. 145.
- (58) ちなみに、ギボン様は次のように記している。「私は、彼〔A・ウェグバーン〕の強力な推挽とノース卿の好意的な計らいによって、商務植民委員の1人に任ぜられた。その結果、私の個人的収入は年額700ないし800ポンド増大した。野党側の雄弁家ならば、想像力を働かせて『商務院の実質的で永続的な休会、ならびに恒常的な開店休業』を強烈な嘲笑の色彩で描き出すことができるかもしれない。しかし我々の仕事が耐え難いほど苛酷なものではなく、私自身、自分の書齋から官庁へ呼び出されることなしに、何日間もまた何週間も休むことができたということ認めなければならない。……議会の次の会期は、俄然嵐と危険を孕むに至った。州集会、請願、通信委員会などが国民の不满を告げ知らせ、政府の味方は採決に際して悠々多数を占めるどころか、しばしば苦戦して時には敗北を喫した。……バーク氏の改革法案は巧みに作成され、雄弁をもって上程され、かつ多くの議員に支持された。我々の前総裁であるアメリカ植民地担当國務大臣〔G・ジャーマン〕は、危機一髪で追放の宣告を免れることができた。しかし不幸なことに、商務院は下院の委員会でもわずか8票という小差(207対199)で廃止されることになった。」(Gibbon, *Memoirs of My Life and Writings*, in *Miscellaneous Works of Gibbon*, vol. I, pp. 235-38. 邦訳, 168-69頁。)
- (59) Burke to Unknown (post 20 March 1780), *Correspondence*, vol. IV, p.214.
- (60) *Parliamentary History*, vol. XXI, p. 303.
- (61) *Ibid.*, pp. 296-309.
- (62) Burke to Unknown (post 20 March 1780), *Correspondence*, vol. IV, p.214.
- (63) Burke to Joseph Harford (4 April 1780), *ibid.*, p. 219.
- (64) *Ibid.*, p. 218.
- (65) Cf. Thomas Macknight, *History of the Life and Times of Edmund Burke* (London : Chapman & Hall, 1858-60), vol.II, p. 340.
- (66) The King to Lord North (14 March 1780), *Correspondence of George III*, vol. V, p. 32.
- (67) The King to Lord North (21 March 1780), *ibid.*, p. 35.
- (68) *Parliamentary History*, vol. XXI, pp. 340-74 ; *Annual Register*, 1780, Part I, pp. 165-71. Cf. Butterfield, *George III, Lord North and the People, 1779-80*, pp. 309-21.
- (69) Horace Walpole to William Mason (7 April 1780), *The Yale Edition of Horace Walpole's Correspondence*, ed. W. S. Lewis (New Haven : Yale University Press, 1937-83), vol. XXIX, p. 17.
- (70) Lord North to the King (7 April 1780), *Correspondence of George III*, vol. V, pp. 39-40.
- (71) The King to Lord North (7 April 1780), *ibid.*, p. 40.

五 保守と改革

バークはフランス革命が勃発して約半年後のイギリス議会で、一貫して改革者として行動してきたことをいささか得意げに次のように述べている。

「私は改革の敵ではなかった。下院に議席を得た日から今日まで、私の関わった仕事はほ

とんどすべて改革の仕事であった。改良に従事していない時でも、私は弊害を食い止めることに精力を費やしてきた⁽¹⁾。」

この表現には若干の誇張が含まれているかもしれない。しかしそれは必ずしも偽りではなかった。というのもバークは、改革の必要性や重要性を認識していたし、「我々は偉大な変化の法則に従わなければならない⁽²⁾」と述べているように、変化こそが人間社会の常態であり、それゆえ政治も社会の変化に適応して、「自己改革」(self-reformation)をしていかなければならないと考えていたからである。バークは早くから改革者としての立場を明らかにし、改革者として積極的に行動していた。例えば、トリニティ・カレッジ在学中には『改革者』(*The Reformer*)という週刊誌を発行して、社会の腐敗を正すべく、強い倫理意識に基礎づけられた道徳主義的文化運動を展開していた⁽³⁾、政界に入ってから後は、改革を志向するロッキングラム・ウィッグの一員として、さまざまな政治問題に改革者として取り組んでいたのであった⁽⁴⁾。そしてこれまで見てきた経済改革こそが、バークの生涯の中でも最も代表的な改革運動であったのである。

ところで、「エドマンド・バークは18世紀の偉大な政治改革者の1人であった⁽⁵⁾」と言うことができるとしても、彼を改革者と言う場合、一定の留保が必要であろう。というのも彼の改革についての考えは、急進主義者のそれとは決定的に異なっており、いわゆる保守的改革と言われるべきものであったからである。すなわち、前節で引用したことを再言するならば、バークは、「保持し難いものを捨て去る最善の時期と方法をよく知っているかどうか」が、「賢明な政府と非力で先見の明のない政府とを特に区別する明確な基準」であるとして、時代遅れの無意味なものに固執することの愚を戒めていた。そして「時宜に合った改革」と「早期の改革」の必要性を力説するとともに、漸進的で「穏健な改革」こそを望ましい改革とみなしていた。バークによれば、それらは「政府の利益」であるばかりか、「民衆の利益」でもあったのである。それに対してバークの恐れたことは、「修正や調整」を軽蔑し、「きわめて短絡的な方法で仕事に取りかかる」急進主義やその種の改革、つまり「思慮よりも熱狂」でもって「一掃作業」を行い、すべてを根底から破壊してしまう革命ないし変革に他ならなかった。後年彼は、みずからの経済改革を回顧しつつ、変革と改革について次のように語っている。

「私は、悪しき計画を企む悪しき人々、もしくはいかなる計画も受け入れることのできない非力な人々が、常に混同する明白で顕著な区別があることを知っていた。すなわちその区別とは、変革 (change⁽⁶⁾) と改革 (reformation) との間の区別である。前者は対象そのものの実質を変え、それに付随するあらゆる偶有的な悪とともに、本質的な善をも取り去ってしまう。変革とは新奇さ (novelty) のことである。……〔それに対して〕改革とは、対象の実質を変えることでも、それを根本的に改造することでもない。それは、苦痛の原因を取り除くべく直ちに治療を施すことである。そして苦しみが取り除かれる限り、全体は

安全であり、苦痛はそこで止む。しかしもし苦しみを癒すことができないならば、手術された身体は以前のおり最悪の状態にある。

……変革する (*innovate*) とは、改革することではないのである⁽⁷⁾。」

この引用文からも明らかなように、バークは変革と改革をはっきりと区別し、前者を厳しく批判した。そして彼は、全体の枠組みや本質的部分を維持しつつ、欠陥のある個所や状況に合わなくなった部分の、あたかも医者が患者の病巣を切除するかのごとき、慎重で用意周到で穏健かつ漸進的な改革を唱導した。彼は経済改革を行うに際しては、みずから医者のごとき心構えで事に当たるつもりであることをこう表現している。「私は市民政府の至高の機関を改革するにあたっては、若い医者が患者の病気を治す時のように、畏怖と崇敬の念を持って行うつもりである⁽⁸⁾」と。そしてバークによれば、このような医者こそが政治家なのである。

「民衆は主人である。彼らはその要求を一般論的に大まかに表明するだけでよい。我々は専門的な技術者である。我々は彼らの要求を完全な形にまとめ上げ、道具を有効に用いる熟練した職人である。彼らは患者であり、さまざまな症状を訴える。しかし病気の正確な部位を発見し、その治療方法を知っているのは我々なのである⁽⁹⁾。」

もちろんバークは、みずからの改革の方法を説明するにあたって、医者のの比喩ばかりか大工や靴の修繕屋のそれをもしばしば用いている。彼によれば、例えば屋根が雨漏りしたり靴の底が磨り減った場合、人はその家屋を土台から打ち壊すことも、その靴を無造作に捨て去ることもしない。むしろ大工や靴の修繕屋に修理を依頼して、それらをできうる限り長く使用していこうとするものである⁽¹⁰⁾。それと同様政治にあっても、修理や修繕という意味での改革を行って、祖先から継承されてきた伝統的な憲法体制を維持していくべきであり、またそのような改革を通してこそ、憲法はより良く発展していくことができるのである。ちなみにバークは、経済改革案を提出してから4年後の1784年に、若い友人であるG・エリオットに次のような手紙を出している。

「私は、あなたが世界を建設することに魅力を抱いていることを知っています。——なぜ世界を改善したり、修繕したりすることに関心を持たないのでしょうか。——私が認めるのは、何よりもまず高尚な理論です。しかし政治社会において有益なのは、靴の修繕屋なのです⁽¹¹⁾。」

こうしてバークは、すべてを破壊し尽くして後に何も残さない変革よりも、本体を維持したままで悪しき部分を修正し、かくして本体そのものをより良く発展させていく改良主義、ないし体制内の保守的改革の思想を鮮明にした。「私の〔経済〕改革案を生み出したのは、変革に対する愛ではなくして憎しみであった。……私が法案を提出したのは、悪を阻むためであった。……私には改革すべき国家があり、保存すべき国家があった。私には満足させねばならぬ民衆がいたが、彼らを煽り立てたり、道を誤らせてはならなかった。私は自分が行ったことについても、またなされてはならぬことを阻止したことについても、それらを自分の

手柄にする気はまったくない。改革案を提出した時、私は下院や上院を新しい形態にしようとしたのではなかったし、〔国王の〕権威を変えようとしたのではなかった。国王、貴族、庶民、司法制度、行政制度は、〔経済改革後も〕以前のとおり、以前のままの様式で存在した。私の法案は、……その意図からして治療的で調停的 (healing and mediatorial) なものであった⁽¹²⁾。」

バークのこのような保守的改革の思想は、政界登場前の若い時期に形成されており、そのことは我々がすでに考察したとおりである⁽¹³⁾が、彼のこのような思想が、その後フランス革命に際して、革命を阻止する保存のための改革としていっそう鮮明にされていくことは改めて言うまでもないであろう。バークにおいて改革は、あくまでも体制内改革でなければならず、またそれは、現存の憲法体制を保守していくためにも絶対的に必要不可欠であったのである。その点でバークにおいて、保守と改革は不可分であり、一体的なものであったのである。改革は保守を前提とし、保守もまた改革を前提としていたのである。我々は『フランス革命の省察』から、保守と改革について述べた有名な箇所を引用しておこう。それらは経済改革における保守的改革の思想を土台にし、それをより発展させたものであったのである。

「何らかの変更 (change) の手段を持たない国家には、みずからを保存する手段がない。そうした手段を欠いては、その国家が最も大切に維持したいと欲している憲法上の部分を喪失する危険すら冒すことになりかねない⁽¹⁴⁾。」

「私は変更 (alteration) を排する者ではない。しかしたとえ変更を加えるとしても、それは保守する (preserve) ためでなければならない。大きな苦痛があれば、私は何らかの対策を講じなければならないが、……修繕をする場合には、私はできる限り建物の場合のような方法をとるつもりである⁽¹⁵⁾。」

ところで、バークが終始一貫して保守せんとしたものは、言うまでもなく伝統的なイギリス憲法体制であった。そして政界に入って後のバークが憲法の危機と感じたものは、1つには国王権力の増大と宮廷派の跳梁による憲法のバランスの崩壊であった。バークはその危機を、政党を結成することによって、また経済改革を行うことによって回避しようとしたが、そのことは我々がすでに繰り返し述べてきたところである。他方、憲法の直面するいま1つの危機は、これもしばしば述べてきた急進的な議会改革運動であった。バークはそれもまた、憲法のバランスを脅かすものとして恐れたが、先の危機意識が国王権力の増大を恐れるリベラリズムに基づいたものであったのに対し、この場合の危機意識は、民主主義の進展を恐れる強い保守的心性に基づいたものであった。バークは、議会外の改革運動が急進化して、ヨークシャーやウェストミンスターなどの改革委員会がチャーチスト運動を先取りするかのような議会改革プランを掲げるようになると、1780年4月に、バッキンガムシャーの州集会議長宛に次のような手紙を書いている。

「このこと〔州選出議員の100人増加と3年議会制〕は、あるいは当然のことかもしれませ

ん。しかし正直な人間として、私はそれをさらに詳しく検討するまで、それに賛成票を投じることなどとてもできません。私は、我が国の憲法には欠陥があるかもしれないということや、もしそうした欠陥が見つければ、それを改正すべきであるということを否定しようというわけではありません。しかし全体として、我が国の憲法は我々の誇りでありましたし、他の諸国民にとっては賛美的でありました。……

……私はこれまでの読書、思索、経験、〔豊かな知恵と経験を有する人々との〕交わりから、あなたに、憲法の基礎の改変に直接繋がるような決議には加わることができないということ、厳粛に申し上げたいと思います⁽¹⁶⁾。]

C・B・コーンが言うように、議会改革に反対するバークのこの議論は力強いものでも確信に満ちたものでもないかもしれない⁽¹⁷⁾。事実、この手紙のトーンからも窺い知ることができるように、バークは議会改革を必ずしも全面的に否定したわけではなかった。むしろ党首ロッキングムと同様に、彼は必要とあらばそれを認めるのにやぶさかではなく、その点でバークは、議会改革に対してある程度の柔軟性を持っていた。ただ問題は、ここでもロッキングムと同じく、バークが現存の憲法秩序を称え、その変更は認めないという立場から、現在のところ議会を改革しなければならぬ客観的な条件など整っていないと考えていたということである。それゆえバークにとってそのような改革論は、現実性に欠けた空論であるとともに、無秩序をもたらす暴論に他ならなかった。しかしながらこのようなバークの考え方にもかかわらず、この手紙から約1ヵ月後の5月8日には、共和主義的歴史家のC・G・マコーリの兄で、急進主義者として有名なJ・ソープブリッジが議会の任期を短縮する動議を提出したのであった⁽¹⁸⁾。そこでバークは、その法案の通過を阻止すべく、『議会任期短縮法案についての演説』(*Speech on a Bill for shortening the Duration of Parliaments*)を行ったが、それは憲法論に立脚した反対意見というよりも、多分に効用という実利的見地よりするそれであった。

この演説の内容を要約しておくならば、バークによれば「民衆の意向に従い、民衆の利益に合致した統治を行うことは政府の偉大な名誉ある目的である。この目的は、民衆選挙(popular election)によってのみでは達成されえない。民衆選挙は非常な悪である。……すべての自由国家を破壊したのは、選挙の熱病である。この熱病を治療するのは、不可能ではないにしても困難である。それゆえ国家を救う唯一の道は、あまり頻繁に選挙を行わないようにすることである⁽¹⁹⁾。』しかるに議会の任期を短縮して、選挙を1年ないし3年ごとに行おうという提案がなされている。けれどもその方法では、国家の病弊が癒されるどころか、逆にますます昂じてしまう。なぜならば、第1にそれは、選挙民の高潔さや公共精神を何ら高めるものではなく、第2に、国王の影響力を抑制しうるものではなく、第3に、選挙民に対する大臣たちの影響力を弱めるよりも、むしろ強めて腐敗を促進させてしまうからである⁽²⁰⁾。現在、選挙民も候補者も共に腐敗している。立候補者が選挙で当選するか否かは、彼が議会内でど

のような政治活動をしたかによってではなく、選挙民を接待するためにどれだけの金を使ったかによって決まる。つまりそこでは、「清廉な人間であることよりも、力を持った人間であることの方がはるかに重要なのである⁽²¹⁾。」したがって選挙には巨額の金がかかり、選挙が頻繁に行われることになれば、候補者の財産はそれによってすっかり食いつぶされてしまう。このことは、おのずと候補者の独立性の喪失に繋がる。というのも「精神の独立性は、多かれ少なかれ財産の独立性に左右される⁽²²⁾」ものだからである。ローマは選挙を頻繁に行ったために滅亡した。かつて我が国も3年議会制をとったことがあった。選挙費用は現在よりも多くかかり、腐敗も激しかった。そのため我が国の憲法は危機に瀕したが、7年議会制がそれを救った⁽²³⁾。短期議会制は、いかなる点からしても悪しき結果しかもたらさない。それは賄賂や暴力や脅迫を横行させる。その結果それは選挙民を腐敗させ、代表者を墮落させ、民衆の誠実さや素朴さを破壊してしまう。そして結局のところそれは、「国家の最も深くかつ最も優れた基盤を掘り崩してしまう⁽²⁴⁾」のである。

すでに指摘したように、パークのこの演説は多分に実利的見地からなされたものである。議会任期短縮案は、国王の影響力を抑制する上にも、代表者の独立性を保持する上にもほとんど効果はなく、むしろ逆の結果をもたらすというのが彼の言わんとするところであった⁽²⁵⁾。ところで、ソーブリッジの動議は採決の結果182対90で否決された⁽²⁶⁾。その点で、パークやロッキンガムの勝利ではあった。しかしこの日の論戦は、ロッキンガム派に深刻な問題をもたらした。というのもフォックスが、君主の影響力を最もよく抑制しうるのは民衆であるという論拠から、ソーブリッジの提案に賛成し、議会改革を推進すべき旨の演説を行ったからである⁽²⁷⁾。しかも議会改革を支持したのは、フォックスだけではなかった。党内左派のリッチモンドも同様であり、むしろ彼に至っては、自重を促すパークの警告を無視するかのように⁽²⁸⁾、「代表者を選出するグレート・ブリテンの全庶民の自然で不可譲で平等な権利を宣言し、かつそれを回復するために」、1年議会制や21歳以上の男子普通選挙制といったソーブリッジ以上に急進的な議会改革案を上院に提出したのである⁽²⁹⁾。もっとも、フォックスもリッチモンドも議会改革には以前から共鳴しており、とりわけリッチモンドの場合は、前節で言及したように、79年の秋に急進的な議会改革案を構想していた。したがって、彼らがソーブリッジの提案に賛成し、あるいはみずからの改革案を提出するであろうことは必ずしも予想しえぬわけではなかった。しかし、ロッキンガム派の有力メンバーが公の場でそうした態度を表明したことは、ロッキンガムやパークにとってはきわめて憂慮すべき事態であった。これによってロッキンガム派は党内に亀裂が入り、その後亀裂は次第に深まって、やがてパークとフォックスとの決定的な対立およびウィッグの完全な分裂へと至ることになるのである。

ロッキンガム派の直面した問題は、しかし党内に亀裂が入ったということだけではない。他の野党、すなわちシェルバーン派からも、その姿勢が保守的であるとして非難され、その

ため野党間の相互不信が顕在化するようになった⁽³⁰⁾。そして改革運動の方針の違いによるこのようなロッキンガム派内の亀裂と党派間の相互不信は、ヨークシャー運動に端を発する改革運動にも大きな影響を及ぼして、それを次第に衰退化させていった。とりわけ80年6月の「ゴードン暴動」(Gordon riots)は、議会外の民衆勢力と連携しつつ展開されてきた改革運動に大打撃を与えるものとなった。というのもこの暴動は、1人の人間に扇動された多数の民衆が起こした過激で秩序破壊的な文字どおりの暴動であったがために、人々に民衆勢力に対する不信感や警戒心や恐怖心を与え、その結果、改革運動は世論の支持を失うとともに、多くの改革運動家たちも運動から離脱していったからである⁽³¹⁾。

このようにして、改革運動は衰退の一途を辿っていった。しかしそうした状況の中にあっても、バークは名誉革命によって確立された憲法体制を守るべく、一方では経済改革の必要性を説き続け、他方では議会改革の危険性を訴え続けたのであった。我々は、保守的枠組みの中で改革を行っていかうとするバークの穏健で柔軟な政治姿勢を、別稿でより詳しく見ていくであろう。バークは保守を前提とした改革をこれ以降も重視し、保守的改革者としての姿勢を保持し続けていくのである。

注

- (1) Burke, *Speech on the Army Estimates*, 1790, in *Works*, vol. III, p. 220.
- (2) Burke, *Letter to Sir Hercules Langrishe*, 1792, in *Writings and Speeches*, vol. IX, p. 634.
- (3) 拙著『バーク政治思想の形成』(御茶の水書房, 1989年), 72-84頁参照。
- (4) Cf. Francis P. Canavan, "Burke as a Reformer," in Peter J. Stanlis (ed.), *The Relevance of Edmund Burke* (New York: P. J. Kenedy & Sons, 1964), pp. 85-108.
- (5) Donald W. Livingston, "Burke, Marcuse, and the Historical Justification for Revolution," *Studies in Burke and His Time*, vol. XIV, no. 2 (Winter 1972-73), p. 119.
- (6) バークは通常, change を reformation, improvement, correction, reparation などとともに肯定的に用いているが, ここでは, revolution や innovation の同義語として否定的に使われており, したがって筆者もあえて「変革」と訳しておいた。
- (7) Burke, *Letter to a Noble Lord*, in *Writings and Speeches*, vol. IX, pp. 155-56.
- (8) Burke, *Speech on the Plan for Economical Reform*, in *Works*, vol. II, p. 302.
- (9) *Ibid.*, p. 357.
- (10) Cf. James Conniff, *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress* (Albany, N. Y.: State University of New York Press, 1994), p. 70.
- (11) Burke to Sir Gilbert Elliot (post 5 August 1784), *Correspondence*, vol. V, pp. 166-67.
- (12) Burke, *Letter to a Noble Lord*, in *Writings and Speeches*, vol. IX, p. 157.
- (13) 前掲拙著, 256頁以下参照。
- (14) Burke, *Reflections on the Revolution in France*, in *Writings and Speeches*, vol. VIII, p. 72. 半沢孝磨訳『フランス革命の省察』<著作集(3)> (みすず書房, 1978年), 29頁。
- (15) *Ibid.*, p. 292. 邦訳, 313頁。さらに次のような表現もみられる。「単純に絶対的破壊か改革なしの存続か,

- という選択肢以外に何か別物があるものである。……誰にせよ、いったいどうすれば自分の国を白紙(*carte blanche*) にすぎないもの、好き勝手に何をその上になぐり書きしてもかまわないもの、とみなすほどまでに傲慢の調子を上げられるのか、私にはまったく理解も及ばない。のぼせ上った思弁的善意でいっぱいの人間ならば、自分の社会が現に見るままとは異なって作られるのを希望するかもしれない。しかし、立派な愛国者や真の政治家ならば、いかにすればみずからの国に現存する素材で最善が得られるかを常に考えるものである。保存しようとする気質と改善する能力とを合わせたものが、私にとって真の政治家の基準である。それ以外のすべては考えるだに低俗であり、実行されれば危険である。」(*Ibid.*, p. 206. 邦訳, 197頁。)
- (16) Burke to the Chairman of the Buckinghamshire Meeting (12 April 1780), *Correspondence*, vol. IV, p. 227.
- (17) Carl B. Cone, *Burke and the Nature of Politics : The Age of the American Revolution* (Lexington : University of Kentucky Press, 1957), p. 375.
- (18) *Parliamentary History*, vol. XXI, pp. 594-95.
- (19) Burke, *Speech on the Duration of Parliaments*, 1780, in *Works*, vol. VII, p. 72.
- (20) *Ibid.*, pp. 75-76.
- (21) *Ibid.*, p. 78.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, pp. 80-83.
- (24) *Ibid.*, p. 84.
- (25) 小松春雄『イギリス保守主義史研究—エドマンド・バークの思想と行動—』(御茶の水書房, 1961年), 181頁参照。
- (26) *Parliamentary History*, vol. XXI, p. 615.
- (27) *Ibid.*, pp. 598-600.
- (28) Burke to Duke of Richmond (post 8 May 1780), *Correspondence*, vol. IV, pp. 235-38.
- (29) *Parliamentary History*, vol. XXI, pp. 686-88. なお、この提案はあまりにも急進的であったために、採決もなしに退けられた。
- (30) Cf. O'Gorman, *The Rise of Party in England*, p. 421.
- (31) Cf. Butterfield, *George III, Lord North and the People, 1779-80*, pp. 373-82; 小松前掲書, 176頁参照。